令和3年4月1日

令和2年10月1日に施行された、改正建設業法第26条第3項ただし書の規定に基づき、 この規定の適用を受ける監理技術者(以下「特例監理技術者」という。)の兼務について、 下記のとおり取り扱うこととしたのでお知らせします。

記

- 1 特例監理技術者を配置する場合の要件 特例監理技術者を配置する場合、以下の全ての要件を満たすことを要します。
 - (1) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
 - (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - (3) 監理技術者補佐は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (4) 同一の特例監理技術者を配置できる工事は、同時に2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一つの工事とみなす。
 - (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、江戸川区内の工事とする。
 - (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務について明らかにすること。

2 留意事項

- (1) 江戸川区発注工事との兼務を認める対象工事は、国、地方公共団体等の発注する公共工事のほか、民間工事も含みます。
- (2) 以下に該当する工事は、本取扱いに関わらず、監理技術者専任となります。
 - ・低入札価格調査の対象者が落札者となった工事
 - ・施工能力審査型総合評価方式により落札者を決定した工事
- (3) 工事の適正な施工に支障があると判断した場合は、特例監理技術者の兼務を認めないことがあります。

3 提出書類

「特例監理技術者兼務申請書」を入札参加希望申請締切日までに用地経理課に提出してください。

4 適用時期

令和3年4月1日以後に初度の入札公告を行う工事から適用します。